

# 食品安全委員会専門調査会等運営規程

(平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定)

最終改正：平成 30 年 4 月 3 日

## (総則)

第 1 条 食品安全委員会（以下「委員会」という。）の専門調査会及びワーキンググループの設置、会議、議事録の作成、専門委員の任期等については、この規程の定めるところによる。

## (専門調査会の設置等)

第 2 条 委員会に、別表の左欄に掲げる専門調査会を置き、これらの専門調査会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。

3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。

4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (議事録の作成)

第 3 条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した専門委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

## (専門調査会の会議)

第 4 条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）

は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員は、専門調査会に出席することができる。

3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(専門委員の任期)

第5条 専門委員の任期は、2年とする。

2 任期途中に専門委員が辞任し、その補欠として新たに専門委員が任命された場合、当該専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、再任されることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員長は、特定の分野について集中的に審議を行う必要があると認めるときは、委員会に諮って委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 委員長は、前項の規定によるワーキンググループの設置の必要がなくなったと認めるときは、委員会に諮って当該ワーキンググループを廃止するものとする。

3 ワーキンググループの運営については、第2条第2項から第5項まで及び第3条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

別表

|               |                                                                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画等専門調査会      | 委員会の活動に関する年間計画及び基本的事項等、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項並びに重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議すること。                                                         |
| 添加物専門調査会      | 添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                     |
| 農薬専門調査会       | 農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                      |
| 動物用医薬品専門調査会   | 動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質（以下「対象外物質」という。）を除く）、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 |
| 器具・容器包装専門調査会  | 器具及び容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                |
| 汚染物質等専門調査会    | 汚染物質その他他の専門調査会の所掌に属さない物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                |
| 微生物・ウイルス専門調査会 | 微生物、ウイルス及び寄生虫の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                           |
| プリオン専門調査会     | プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                    |
| かび毒・自然毒等専門調査会 | かび毒、自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                                                                                                                |
| 遺伝子組換え食品等専門調査 | 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価                                                                                                                                  |

|             |                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 会           | に関する事項について調査審議すること。                                                     |
| 新開発食品専門調査会  | 新開発食品及び特定保健用食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。                              |
| 肥料・飼料等専門調査会 | 肥料、飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質に限る）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 |